

防府市無料法律相談運営要綱

昭和59年4月1日制定

(目的)

第1条 市民の生活の安定と基本的人権の保護を図るため、本市で無料法律相談を開催する。

(無料法律相談員)

第2条 無料法律相談員(以下「相談員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 人権擁護委員
- (2) 行政相談委員
- (3) 学識経験を有する者

(任期)

第3条 前条第1号及び第2号の相談員の任期はその在任期間とする。

- 2 前条第3号の相談員の任期は2年とし、任期の途中で相談員の交代があった場合は、前任者の残任期間とする。
- 3 相談員は、再任されることができる。

(業務)

第4条 相談員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法律及び生活問題に関する相談について指導助言を行うこと。
- (2) その他必要な事項

(相談日)

第5条 相談業務は、原則として毎月第2金曜日とする。

(守秘義務)

第6条 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(報償費)

第7条 相談員の報償費は、予算内で支払うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。